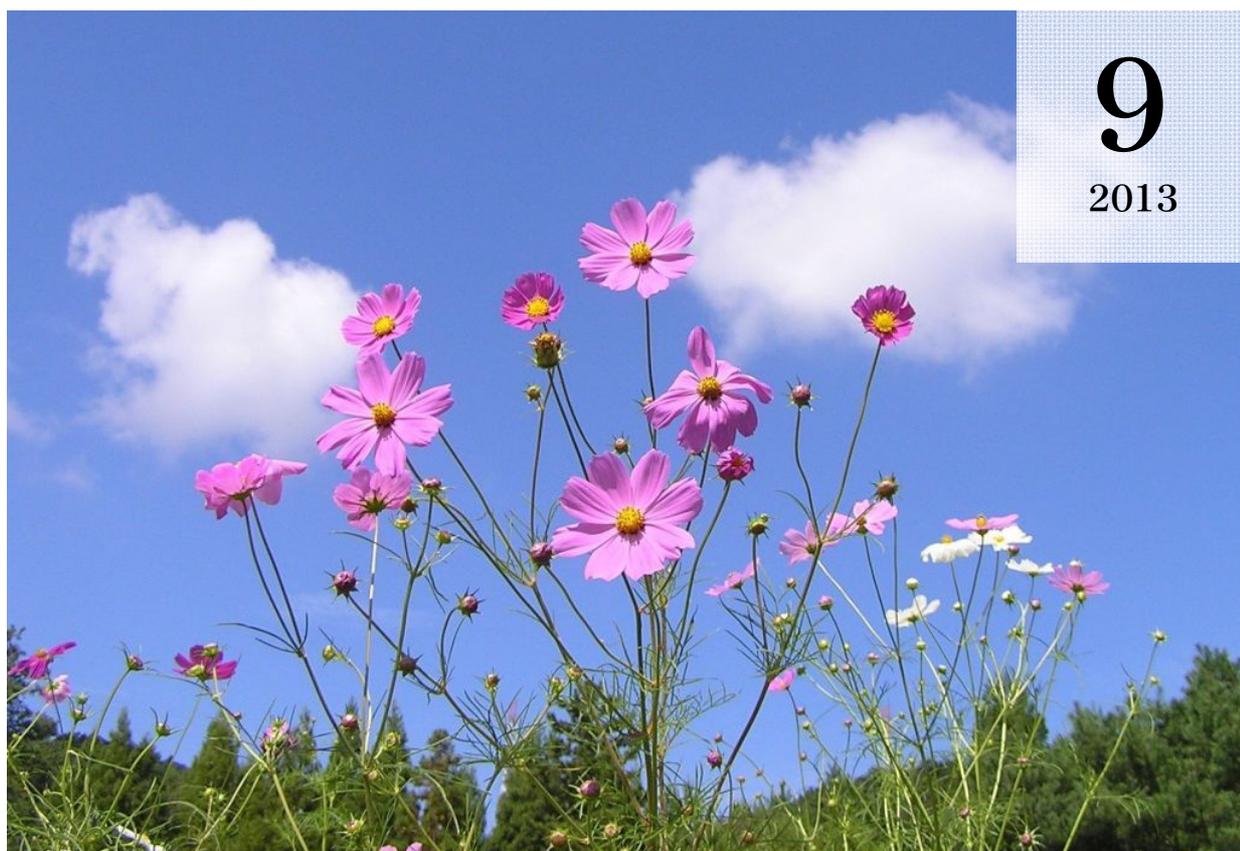


FMCだより

9月1日は防災の日です。また9月は台風シーズンを迎え風水害が多発する季節でもあります。この時期だからこそ、自社の防災対策の見直しをしてみたいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



金プラチナの売却、課税関係を確認



「国税庁レポート2013」が公表されました。このレポートでは納税者への情報提供や調査・徴収等、国税庁の取組が紹介されており、重点的に取り組んでいる事項の説明、過去の査察調査により把握した隠し財産（現金・金地金）の写真などが掲載されています。

金地金といえば、近年では“純金積立”や“プラチナ積立”などの名目で、一般投資家も手が出しやすい少額積立で投資されている方がいらっしゃると思います。今回は、個人が金やプラチナを売却した場合の課税関係について、確認しましょう。

金・プラチナを売却した場合の課税関係

個人が金やプラチナを売って利益が出た場合には、継続的な売買を除き譲渡所得として税金が課税されます。この場合の譲渡所得は、他の所得（不動産所得、事業所得、給与所得等）と合算して課税されます。

譲渡所得の計算は、所有期間に応じて次のように異なります。

1. 取得から売却までの所有期間…5年以下の場合

- (1) 売却金額－（取得価額＋売却費用）＝譲渡益
- (2) ((1)＋他の譲渡益)－特別控除50万円＝課税される譲渡所得の金額

例. 売却金額200万円、取得価額100万円、売却費用0円の場合
200万円－(100万円＋0円)－50万円＝50万円

2. 取得から売却までの所有期間…5年超の場合

- (1) 売却金額－（取得価額＋売却費用）＝譲渡益
- (2) ((1)＋他の譲渡益)－特別控除50万円＝譲渡所得の金額
- (3) (2)×1/2＝課税される譲渡所得の金額

例. 売却金額200万円、取得価額100万円、売却費用0円の場合
{200万円－(100万円＋0円)－50万円}×1/2＝25万円

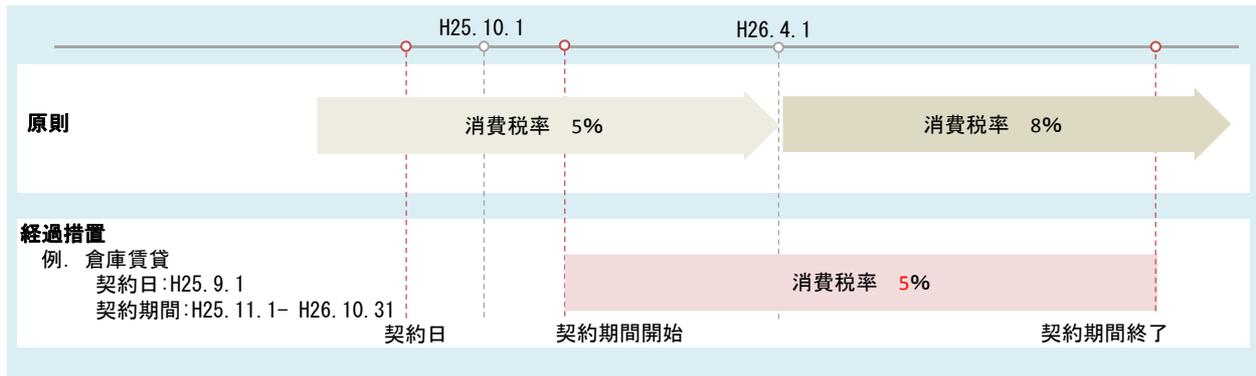
上記1.と2.両方ある場合の特別控除50万円は、まず上記1.から控除していき、両方あわせて50万円が限度です。また、純金積立等の定額購入システムでは、所有期間は先に取得したものから先に売却する先入先出法で判定し、取得価額は総平均法に準ずる方法により計算します。

もし金やプラチナを継続的に売買している場合には、上記の譲渡所得ではなく、事業として行えば事業所得、そうでなければ雑所得となります。この他、金投資口座や金貯蓄口座などから得た利益は、一律20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されて課税が終了します。

なお、200万円を超える金やプラチナ等の売却は、資料が税務署へ提出されます。このような法定資料が年間3億枚に達している、と先のレポートで紹介されていました。改めて、課税関係の確認を行いましょう。

消費税の経過措置、 自動継続条項のある貸借借契約

平成26年4月1日から消費税（消費税及び地方消費税、以下同じ。）の税率が、原則8%へと引き上げられます。この引き上げに伴い、平成26年4月1日以後の引渡し等についても引き続き5%の税率が適用される例外措置（経過措置）が設けられています。たとえば資産の貸付けでは、指定日（平成25年10月1日）の前日である平成25年9月30日までに一定の契約を交わし、一定の条件の下、平成26年4月1日前から貸付けが継続的に行われている場合に5%の経過措置の適用を受けることができます。

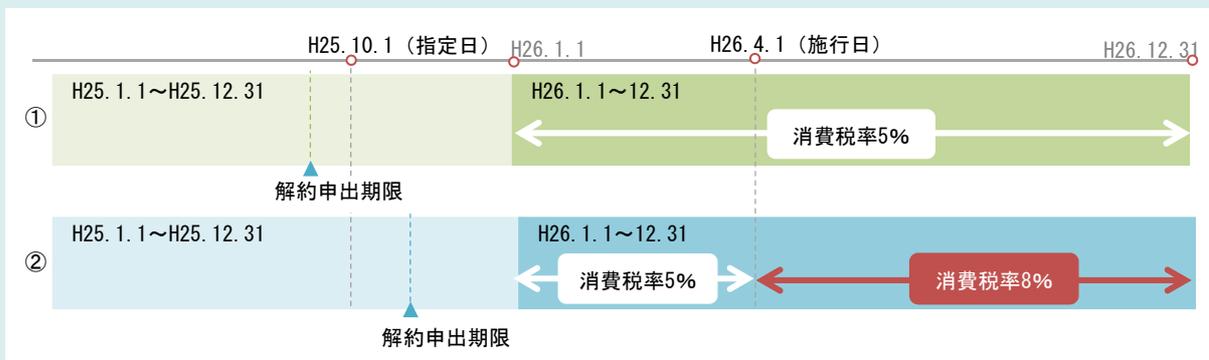


自動継続条項のある貸借借契約

いずれか一方から解約の申し出がない限り、当初交わした契約の内容で自動的に貸付けが継続される“自動継続条項”を契約書に定め、この条項により再び契約を交わすことなく同じ契約内容で契約が更新されるケースでは、経過措置の取扱いはどうなるのでしょうか。

たとえば、次のような解約申し出期限が設けられているケースで確認してみましょう。

- 例. ①「本契約期間は平成25年1月1日から平成25年12月31日までとし、期間満了の4ヶ月前までに当事者からの申し出がない限り本契約と同一の条件で1年間更新され、以後も同様とする。」と定めている場合
- ②「本契約期間は平成25年1月1日から平成25年12月31日までとし、期間満了の2ヶ月前までに当事者からの申し出がない限り本契約と同一の条件で1年間更新され、以後も同様とする。」と定めている場合



解約申し出期限が経過＝当事者間の合意があった、という認識によりこの時点で新たな契約がなされたと考えられます。つまり、解約申し出期限が指定日の前か後かによって、経過措置の取扱いが上例のように異なります。

なお、この経過措置の適用を受ける資産の貸付けについては、取引の相手方に対し、経過措置の適用を受けたものである旨を書面で通知（請求書等への表示で十分です。）する必要があります（改正法附則5⑧、消改通22）。



精神障害による労災支給決定件数が475件で過去最高を更新

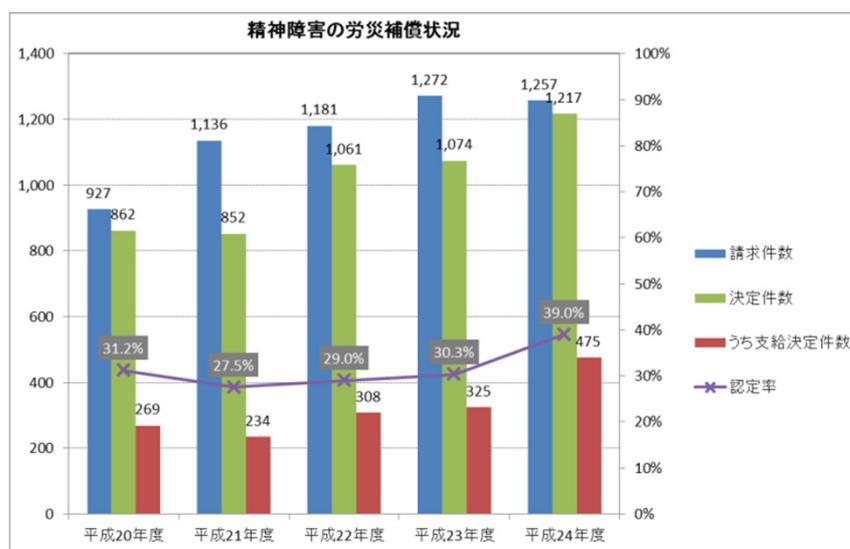
長時間労働や仕事のストレスによって過重な負荷がかかり、従業員が脳・心臓疾患や精神障害を発症するケースが増加しています。特に、精神障害については、平成23年12月に新通達（「心理的負荷による精神障害の認定基準について」）が出され、心理的負荷評価表が具体的に改定されたことにより、認定件数の増加が予想されていました。先日、この請求状況に関する平成24年度の調査結果が厚生労働省より発表されたことから、以下ではこの結果についてとり上げたいと思います。

1.脳・心臓疾患の労災補償状況

脳・心臓疾患の請求件数は842件となり、前年の898件から56件減少して3年ぶりに減少に転じました。また支給決定件数については310件から28件増加して338件となり、こちらは2年連続で増加し、依然として高水準で推移しています。支給決定件数について業種別にみていくと、多い順に「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「製造業」となっています。

2.精神障害の労災補償状況

精神障害の労災補償状況は右図のとおりです。平成24年度の請求件数は前年の1,272件から15件減少して1,257件となりましたが、こちらも依然として高水準で推移しています。そして、支給決定件数については前年の325件から大幅に増加して475件となり、過去最高を更新する結果となりました。また、認定率をみると前年の30.3%から39.0%に上昇しており、この動きから今後、精神障害の労災認定が更に増加していく可能性が考えられます。



次に、支給決定件数を業種別にみていくと「製造業」、「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」および「医療、福祉」の順に多くなっています。また、年齢別としては30代と40代を中心に多くなっています。

3.精神障害の出来事別の分類

2.の支給決定件数475件を具体的な出来事別に分類すると、上位項目は次のとおりとなっています。

- ① 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった（59件）
- ② （ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた（55件）
- ③ 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした（51件）

企業としてはこのような事象に注意を払い、社内に相談窓口を設置したり、管理職を中心に社内研修を実施するなど具体的な対策が求められます。



経営者の年齢と経常利益の関係

4月26日に中小企業庁から、2013年版の中小企業白書（以下、白書という）が発表されました。この2013年版の白書が50回目の発行になるのだそうです。ここではその白書から、経営者の年齢と経常利益の関係に関するデータをご紹介します。

経営者の年齢が高くなるにつれて…

白書（※）によると、『経営者が高齢である企業ほど、経常利益の状況について、「減少傾向」と回答する割合が高い』のだそうです。そのデータをまとめると以下のようになります。

経営者の年代別にみた経常利益の状況（単位：％）

中規模企業	増加傾向	横ばい	減少傾向
40歳未満（169）	27.8	40.8	31.4
40～49歳（525）	20.4	43.2	36.4
50～59歳（937）	23.3	35.8	41.0
60～69歳（1,254）	19.1	39.1	41.8
70歳以上（436）	16.5	33.5	50.0
小規模事業者	増加傾向	横ばい	減少傾向
40歳未満（117）	13.7	45.3	41.0
40～49歳（361）	11.6	39.1	49.3
50～59歳（704）	8.5	32.4	59.1
60～69歳（1,109）	8.7	29.7	61.7
70歳以上（550）	4.4	27.6	68.0

（）内の数字は回答数です。 中小企業庁「2013年版中小企業白書」より作成

このデータは、最近5年間の経常利益（個人企業は事業所得）の状況についての回答ですが、中規模企業、小規模事業者とも増加傾向と回答した割合が最も低くなっています。

中規模企業では経営者が60歳未満の場合、増加傾向の割合が20%を超えています。60歳以上では20%を割り込んでいます。逆に減少傾向と回答した割合は、経営者の年代が高くなるにつれ高くなる傾向がみられます。

小規模事業者の場合、増加傾向と回答した割合はどの年代でも15%にも満たない状況です。逆に減少傾向と回答した割合は年代に比例して高くなり、60歳以上の年代では60%以上が減少傾向という回答になっています。

高年齢というリスク

この調査結果から、経営者の年齢が企業経営に大きな影響を与える要素であることがわかります。人間、年齢を重ねることで、さまざまな経験を積むことができ、正しい経営判断に役立てることができるでしょう。その一方で、年齢とともに体力の衰えや健康面での不安を抱える人が増えてきます。そうすると気力の部分にも影響を与えます。経営者の仕事は激務ですから、気力や体力の衰えによる影響が、いろいろな面に出てくるのでしょうか。どんなに優れた経営者でも、永続的に経営を続けることはできません。自社の事業承継について判断をしなくてはいけない時期でありながら、まだ決まっていない企業は早めに取り組む必要があります。

（※）中小企業庁2013年版中小企業白書126ページの中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」（2012年11月、（株）野村総合研究所）のデータです。詳細は中小企業白書で確認できます。
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H25/PDF/h25_pdf_mokuji.html



ファイルを復活できる 復元ソフト

デジタルカメラで撮った写真などをSDカードやUSBメモリなどに入れておいて、うっかり削除してしまった……。そして、ごみ箱などに入らず、いきなり消えてしまった。こんな経験をお持ちの方がいらっしゃると思います。ここでは、そんな時に、復元できるソフトをご紹介します。

フリーソフト「かんたんファイル復活」

このソフト（※）は、ごみ箱からファイルを削除してしまった、とか、SDカードに入った写真を削除してしまった、といった場合にファイルを復活できる復元ソフトです。ファイル復元ソフトは色々ありますが、このソフトの特徴は、以下のような様々なメディアに対応していることです。

対応メディア

ハードディスク（HDD）、FD、MO、コンパクトフラッシュ、スマートメディア、SDカード（miniSD含む）、xDピクチャカード、メモリスティック、CD-ROM/-R/RW、DVD-ROM/-R

使い方は簡単です。ソフトを自分のパソコンにダウンロードしたら、「このまま起動」「インストール」のうちから「このまま起動」を選択します。その後、復活可能なファイルの検索に入ります。

注意点として、次の項目があげられます。

- ・パソコンのハードディスクの場合、ゴミ箱から削除して間もないファイルだけが復活できます。削除してしまった後、ハードディスクに書き込みが行われると、上書きされて復活できなくなるので、インストールはせず、まず「このまま起動」でソフトを起動し、復活したいファイルを復活させてからインストールを行うようにしてください。
- ・デジタルカメラのメディアにあったデータも、上と同様、削除した後に写真を撮ると上書きしてしまいますので、削除直後にファイルを復活させるようにしてください。

「あ！しまった」という時にすぐ使えば、ファイルが復活できてとても便利です。パソコンにダウンロードしておくと、いざという時に役立ちそうですね。

（※）フリーソフト「かんたんファイル復活」

<http://www.vector.co.jp/soft/winnt/util/se475491.html>

動作OS：Windows 7/Vista/XP/2000

※フリーのソフトをインストールする際は、必ず説明をよく読み信頼できるサイトからダウンロードするようにしてください。また、ソフトウェアを使用して発生したいかなる損害にも、筆者は責任を負わないものとします。ご了承ください。

今月は3月決算先では上半期の業績の確認及び下半期の方針を決める大事な時期です。また台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2013年9月

- ## お仕事備忘録
1. 上半期の業績報告及び下半期の方針発表会
 2. 平成25年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定
 3. 社会保険料 定時決定結果の反映（平成25年9月より）
 4. 障害者雇用支援月間
 5. 高卒採用の選考・内定開始
 6. 防災や安全対策の見直し

1. 上半期の業績報告及び下半期の方針発表会

3月決算法人は9月で上半期が終了します。
経営計画の達成状況をチェックし、下半期の対策や今後の経営計画の再検討をしましょう。
また、社員全員で検討会を開催し、意思の疎通を図るのも良いでしょう。会場が必要な場合は早めに手配しておくことが肝心です。

2. 平成25年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

今月分から厚生年金保険料が変更になり、0.354%引き上げられ17.12%となります。変更後の保険料は「平成25年9月分（10月納付分）から、平成26年8月分（9月納付分）まで」適用されますので、給与からの控除間違いのないように注意が必要です。

3. 社会保険料 定時決定結果の反映（平成25年9月より）

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月から新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

4. 障害者雇用支援月間

9月は「障害者雇用支援月間」です。平成25年4月より法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられました。この法定雇用率を満たしていない企業においては、障害者雇用に向けて採用活動を始めましょう。

5. 高卒採用の選考・内定開始

来春高卒予定者については、求人票も各学校へ配布され各学校からの「〇〇という者を推薦しますので〇月〇日に履歴書を持って行かれます。」などと推薦の連絡が入り、採用活動も本格的になります。

推薦文書・応募書類で書類選考、面接の日程・内容の打合せ、面接・採用試験後の段取りを決め、採用試験を迎えましょう。

採用選考では面接をする企業も多数あることと思いますが、してはいけない質問もあります。

以下の質問はタブーとなりますので注意しましょう。

- ◆出身地、本籍を問うもの ◆家族構成、家族の職業を問うもの
<あなたの出身地はどちらですか> <あなたのお父さんは何をしていますか。ご兄弟の勤務先はどちらですか>
- ◆志願者の信条を問うもの
<あなたの尊敬する人物を教えてください>

6. 防災や安全対策の見直し

[防災対策]

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。

防災対策の見直し機会と捉えて、全社的に再点検しましょう。

□大雨で雨漏りがしてしまうかも！

施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。

□万が一が起きてしまう前に！

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

・非常時用の医薬品等の準備 ・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理

避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

[安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日～30日にかけて行われます。これを機に、安全運転の徹底や通勤許可申請の更新手続き、運転免許証のチェックを行うなど社内管理を強化しておきましょう。



2013.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	日	友引	
2	月	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払(7月分)
3	火	仏滅	
4	水	大安	
5	木	友引	
6	金	先負	
7	土	仏滅	白露
8	日	大安	
9	月	赤口	
10	火	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(8月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	水	友引	
12	木	先負	
13	金	仏滅	
14	土	大安	
15	日	赤口	
16	月	先勝	敬老の日 ●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	火	友引	
18	水	先負	
19	木	仏滅	
20	金	大安	
21	土	赤口	●秋の全国交通安全運動(～30日まで)
22	日	先勝	
23	月	友引	秋分 秋分の日
24	火	先負	
25	水	仏滅	
26	木	大安	
27	金	赤口	
28	土	先勝	
29	日	友引	
30	月	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払(8月分)